

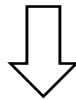
## 国のガイドラインに準拠した「ちばGAP」の策定について

安全農業推進課

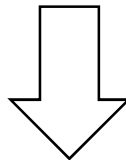
千葉県としては、これまでも国のガイドラインに基づいたGAP手法の推進をしてきたが、生産者や指導機関から、わかりにくいなど改善を求める声があったため、改めて国のガイドラインに準拠した千葉県版GAP「ちばGAP」を作ることとした。

## 【国のガイドライン】(野菜を例として)

国のガイドライン(野菜)には、26の区分に49の取組事項がある  
(例えば「農薬の使用」という区分には、4つの取組事項がある)



現地で、国のガイドラインのまま提示したところ、農薬や肥料などの取組事項が複数の区分にあったり、意味がわかりにくいなど不評であった。  
(例えば、農薬関連の取組事項だけでも26区分中4区分に記載がある)



## 【ちばGAP】

<「ちばGAP」取組事項(野菜)>(案)の作成

- ◎26区分を7区分に再構成
- ◎49の取組事項を39に集約

さらに

- ◎表現もわかりやすくした  
(特に、法律や国の通知などからの抜粋表現)

※なお、オプションとして国のガイドラインにはない、人権、商取引に関する項目を追加している。

## 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン

改定 平成24年3月6日

改定 平成23年8月4日

改定 平成23年6月30日

改定 平成23年3月31日

平成22年4月

農林水産省生産局

### I 趣旨

- 1 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においては、農業者は、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展など、食料・農業・農村に関する施策についての基本理念の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとされている。また、食品安全に関しては、食品安全基本法（平成15年法律第48号）において、食品の安全性の確保についての基本理念にのっとり、食品関連事業者は必要な措置を適切に講ずる責務を有することが明記されており、さらに、食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）においても、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物の安全性を向上させることとされている。環境保全に関しては、水質、大気、土壌及び生物多様性の保全、地球温暖化の防止、有機性資源の循環促進等を目的とした環境保全型農業の推進が重要であり、環境基本法（平成5年法律第91号）において、事業者には環境の保全についての基本理念にのっとり事業活動を行う責務を有することが定められている。さらに、労働安全に関しては、農作業を安全に行い、農作業事故を防止することは基本的かつ重要な事項であり、農業者及び関連事業者は農作業安全対策の一層の徹底が求められている。これらの基本理念は、我が国が推進すべき農業及び関連産業のあり方を定めたものであり、国も関連する施策を策定し、実施する責務を有している。
- 2 上記の基本理念の実現のためには、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動である農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）の取組を奨励することが有効である。これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、

労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

- 3 国際的には、国連食糧農業機関（FAO）が、GAP は農業生産の環境的、経済的、社会的な持続性に向けた取組であり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらす取組であるとしており、各国等で様々な取組が行われている。

我が国では、これまで、農業者・産地、農業者団体、地方公共団体及び民間団体等の様々な関係者により農業生産工程管理（GAP）の導入・普及に向けた取組が行われ、農林水産省も、その「手法」について定義を示し、導入・普及に向けた取組を支援してきた。具体的には、手法自体が関係者の多くにとって新しい概念でもあったことから、基礎的な事項について全国的に汎用性の高い「GAP 手法（基礎的 GAP 手法）のモデル」及び「GAP 手法導入マニュアル」を作成し、その活用を推進してきたところである。このような状況の下、その取組は着実に拡大しており、農林水産省の調査では、平成 21 年 3 月末現在で約 1,600 産地（調査対象産地の約 35%）において実施されている。

- 4 その一方で、様々な主体が、実情に合わせ、それぞれ独自に「農業生産工程管理（GAP）」あるいは「適正農業規範（GAP）」などの呼称でその導入を推進してきたことから、現状ではその取組内容が多岐にわたるものとなっている。このため、農業者・産地は取引先により異なる内容の実践を求められる場合もあるなど、農業者・産地の混乱と負担が懸念される状況となっており、取組内容の共通基盤を整理することが課題となっている。

- 5 他方、農業生産工程管理（GAP）の推進に当たっては、科学的知見に基づき農産物の安全性の向上のために有効な取組を生産者が確実に実施できるようにする観点、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象として取り組む観点、消費者や実需者のニーズに応える観点から、取組内容の高度化が課題となっている。

- 6 こうした状況を踏まえ、食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理（GAP）の共通基盤として本ガイドラインを提示することとした。

本ガイドラインについては、先進的な農業生産工程管理（GAP）を導入・実践する際の目安として、各実施主体への周知を図り、その活用を期待するものである。

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（野菜）

	番号	区分(26)	取組事項(49)
1 食品安全を主な目的とする取組	1	ほ場環境の確認と衛生管理	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止（注1）
	2	農薬の使用	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）
	3		農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄
	4		農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）
	5		農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）
	6	水の使用	使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施（特に、野菜の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意）（注1）
	7	肥料・培養液の使用	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用（注1）
	8		養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施（注1）
	9	作業者等の衛生管理	作業者の衛生管理の実施（注1）
	10		ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施（注1）
	11	機械・施設・容器等の衛生管理	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄（注1）
	12		栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施（注1）
	13		調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施（注1）
	14		安全で清潔な包装容器の使用（注1）
	15	収穫以降の農産物の管理	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施（注1）
	16		収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施（注1）
2 環境保全を主な目的とする取組	17	農薬による環境負荷の低減対策	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製
	18		病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくり
	19		発生予察情報の利用などにより病虫害の発生状況を把握した上での防除の実施
	20		農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施
	21		農薬散布時における周辺住民等への影響の回避
	22		被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施
	23	肥料による環境負荷の低減対策	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施
	24		堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用
	25	土壌の管理	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施
	26		土壌の侵食を軽減する対策の実施（注2）
	27	廃棄物の適正な処理・利用	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）
	28		農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）
	29		作物残さ等の有機物のリサイクルの実施
	30	エネルギーの節減対策	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減
	31	特定外来生物の適正利用	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）
	32	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施

	番号	区分(26)	取組事項(49)
3 労働安全を 主な目的と する取組	33	危険作業等の把握	農業生産活動における危険な作業等の把握
	34	農作業従事者の制限	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限
	35	服装及び保護具の着用等	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管
	36	作業環境への対応	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施
	37	機械等の導入・点検・整備・管理	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理
	38	機械等の利用	機械、装置、器具等の適正な使用
	39	農薬・燃料等の管理	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）（注3）
	40	事故後の備え	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）（注4）
4 農業生産 工程管理の 全般に係る 取組	41	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用
	42		登録品種の種苗の適切な使用（法令上の義務）
	43	情報の記録・保管	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存
	44		農薬の使用に関する内容を記録し、保存
	45		肥料の使用に関する内容を記録し、保存
	46		種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存
	47		野菜の出荷に関する記録の保存（注5）
	48	生産工程管理の実施	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存（注6） ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用
	49	記録の保存期間	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存（注7） ①野菜の出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ②野菜の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間

(注1) 当該取組事項については病原微生物対策が含まれている。農産物の用途が加熱を伴う加工用に限定される場合には、生で食べられる場合と比較し、農産物に付着した病原微生物による食中毒発生の可能性は低い。耐熱性の毒素を作る又は加熱しても生き残る病原微生物も存在するため、汚染低減対策に取り組むことが望ましい。

(注2) 土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。

(注3) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。

(注4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。

(注5) 農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。

(注6) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。

(注7) 農業生産工程管理（GAP）を実践する観点からの記録の保存期間。